



令和元年8月5日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 野澤 卓也

賃金係長 伊藤 信也

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

令和元年度栃木県最低賃金の改定を答申

— 時間額853円(引上げ額27円、引上げ率3.27%) —

栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 杉田明子 弁護士)は、令和元年7月4日(木)、栃木労働局長(浅野浩美)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月5日(月)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額853円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月31日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(栃木県の場合は、Bランク27円の引上げ)を尊重しつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

【参考：栃木県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金額	733円	751円	775円	800円	826円	853円
対前年度上昇率	2.09%	2.46%	3.20%	3.23%	3.25%	3.27%
対前年度上昇額	15円	18円	24円	25円	26円	27円